



■ 児童扶養手当、特別児童扶養手当について

● 児童扶養手当

児童扶養手当は、父母の離婚などにより、父又は母、もしくは親に代わって児童を養育している方に支給される手当で、児童が育成される家庭の生活安定と、自立促進に資することを目的としています。以下の条件に該当する児童を監護又は養育している方に手当が支給されます。児童とは「18歳に達して以後、最初の3月31日までにある子」を指します。(身体又は精神に一定の障がいがある児童は20歳未満まで対象となります。)

- ① 父母が離婚した後、父又は母と生計を同じくしていない児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母が重度の障がいにある児童
- ④ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父又は母から一年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父又は母が一年以上拘禁されている児童
- ⑦ 母が婚姻しないで生まれた児童
- ⑧ 父母とも不明である児童

手当月額(平成26年4月～)

- * 全国消費者物価指数の実質値等により月額に変更されます。
- * 受給資格者、その配偶者、同居の扶養義務者の所得状況に応じて、手当の一部または全部の支給が制限されます。

対象児童数	全部支給	一部支給
1人	41,020円	受給者の所得に応じて41,010円～9,680円
2人	46,020円	上記金額に5,000円を加算
3人～	児童が1人増すごとに3,000円を加算	

● 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、身体又は精神に一定の障がいがある20歳未満の児童を監護している父(母)又は養育者に支給される手当で、児童の福祉向上に資することを目的としています。

手当月額(平成26年4月～)

- * 全国消費者物価指数の実質値等により月額は変更されます。
- * 受給資格者、その配偶者、同居の扶養義務者の所得状況に応じて、手当の一部または全部の支給が制限されます。

区分	月額(児童1人につき)
1級(重度障がい児)	49,900円
2級(中度障がい児)	33,230円

各手当を受給するためには、保健福祉課又は住民生活課で請求の手続きを行う必要があります。手続きの方法や制度の詳細については、福祉チーム又は民生チームへお問い合わせください。

■ ひとり親家庭医療費助成事業について

ひとり親家庭等の医療費助成制度は、ひとり親家庭、父母ともいない家庭、両親のいずれかに障害のある家庭の親と子を受給者とし、受給者の健康保険給付の自己負担分のうち一部負担金を除いて助成する制度です。

● 受給家庭及び受給者

- ・ ひとり親家庭……………生活を共にする母子家庭または父子家庭【親と児童】
離婚、死別、未婚の子女(父の扶養がある場合を除く)
- ・ 父母ともいない家庭…父または母以外の方に養育されている家庭【養育している方と児童】
(児童の養育者に配偶者がいる場合は、児童のみ助成対象)
- ・ 障がい者家庭……………父または母が障がい者(身体障害者手帳1・2級程度)である家庭【親と児童】
※児童とは18歳未満の方(4月1日現在)あるいは一定の障がいのある場合は20歳の誕生日前日までの方

● 所得制限

受給家庭の父または母あるいは養育している方の所得に制限があり、全てのひとり親家庭が対象とはなりません。また、同居の扶養義務者(親の両親・兄弟姉妹等)がいるときは、その方の所得にも制限があります。

● 適用除外

- ・ 心身障害者の医療費助成を利用できる方
- ・ 生活保護を受けている方
- ・ 児童福祉施設等で保険の自己負担分のない施設に入所している方
- ・ 里親に委託されている方

● 助成を受けるためには、受給資格者の登録が必要です。

手続きの方法や制度の詳細については、保健福祉課福祉チーム又は住民生活課民生チームにお問い合わせください。